

ユニバーサルサービス交付金制度に基づく合算番号単価
の修正について

<目 次>

- 合算番号単価の修正について…………… 1

別添

- 合算番号単価の算定結果

合算番号単価の修正について

本年4月20日付けで、番号告示（平成18年総務省告示第429号）第5条に基づき、基礎的電気通信役務支援機関（電気通信事業者協会、以下「支援機関」という。）から総務大臣に対して、ユニバーサルサービス交付金制度に用いる合算番号単価について、本年7月以降、2円から3円に修正する旨の通知があったので、以下のとおり報告する。

【報告内容】

- 支援機関は、電気通信事業者から使用する電気通信番号の数に応じてユニバーサルサービス交付金制度の負担金を徴収する際に、「合算番号単価」^(※)を用いる。
(※) 使用する電気通信番号1番号あたりの負担金の額。
- 支援機関は、合算番号単価を1月からの適用分と7月からの適用分の年2回算定することが番号告示に規定されている。
 - ① 1月から適用する合算番号単価
適用年の負担金の総額^(※)を電気通信番号の見込数で除し、小数点以下を四捨五入して計算する。
(※) 負担金の総額＝NTT東西の補てん対象額＋支援業務費－前年度過不足額
 - ② 7月から適用する合算番号単価
適用年の4月の時点で、1月から適用する合算番号単価による徴収額が、負担金の総額に比べて過徴収又は徴収不足が見込まれる場合には、7月から適用する合算番号単価を修正^(※)する。
(※) 適用年の12月を基準として、9月以前に負担金の総額を満たす場合には「過徴収」、翌3月以降に負担金の総額を満たす場合には「徴収不足」となる。
合算番号単価の修正は、7月～12月に徴収する負担金の総額を同期間の電気通番号の見込数で除し、小数点以下を四捨五入して計算する。
- 本年の場合、1月から適用した合算番号単価は、2.363・・・円を四捨五入して2円としている。4月の時点で再算定した結果、合算番号単価が2円のままでは徴収不足になることが見込まれたため、7月から適用する合算番号単価は、2.726・・・円を四捨五入して3円とする^(※)。
(※) 詳細な算定方法については別添参照。

(別添)

合算番号単価の算定結果

1 平成 29 年 1 月から適用する合算番号単価 (平成 28 年 9 月に算定)

$$\begin{aligned} \text{平成 29 年 1 月} & \\ \text{から適用する} & \\ \text{合算番号単価} & = \frac{\text{平成 29 年中の負担金の総額}}{\text{平成 29 年中の各月の算定対象電気通信番号の予測値}^{\ast 1} \text{の合計}} \\ & = \frac{68.7 \text{ 億円}}{29.1 \text{ 億番号}} \\ & = 2.363\cdots \text{ 円} \Rightarrow \mathbf{2 \text{ 円}} \text{ (整数未満四捨五入)} \end{aligned}$$

※ 1 : 予測値は、平成 28 年同月の対前月増減率により算定 (7 月以降は平成 27 年の数値で算定。)

2 平成 29 年 7 月から適用する合算番号単価 (平成 29 年 4 月に算定)

$$\begin{aligned} \text{平成 29 年 7 月} & \\ \text{から適用する} & \\ \text{合算番号単価} & = \frac{\text{平成 29 年中の負担金の総額} - \text{平成 29 年 1 月} \sim \text{6 月の負担金の徴収予定額}^{\ast 2}}{\text{平成 29 年 7 月} \sim \text{12 月の算定対象電気通信番号の予測値}^{\ast 3} \text{の合計}} \\ & = \frac{68.7 \text{ 億円} - 29.8 \text{ 億円}}{14.6 \text{ 億番号}} \\ & = 2.726\cdots \text{ 円} \Rightarrow \mathbf{3 \text{ 円}} \text{ (整数未満四捨五入)} \end{aligned}$$

※ 2 : 各月の算定対象電気通信番号の予定数に合算番号単価を乗じた額 (1 月分は実績額)

※ 3 : 予測値は、平成 28 年同月の対前月増減率により算定。

(参考条文)

○ 平成十八年総務省告示第四百二十九号(基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二十七条第一項の規定に基づく番号単価の算定方法)

(番号単価の算定方法)

第二条 番号単価は、原則として毎年度九月に次の式により算定するものとする。(中略)

2 (略)

3 第一項の規定により算定した番号単価は、原則として算定対象年度の前年度の一月末から算定対象年度の六月末までの間における算定対象電気通信番号の数に係る接続電気通信事業者等ごとの負担金の額の算定に用いるものとする。

4 (略)

(番号単価の修正)

第三条 前条第一項の番号単価は、原則として算定対象年度の四月に次の式により修正するものとする。(中略)

2 前項の規定に基づいて番号単価を修正する場合において、最終算定月が算定対象年度の九月以前又は三月以降となると見込まれるときは、同項中「=合算番号単価」とあるのは、「=修正合算番号単価(前条第2項の合算番号単価を修正したものをいう。以下同じ。)」とする。

3 (略)

4 第一項(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の修正番号単価は、接続電気通信事業者等ごとの負担金の額を算定する場合にあっては、原則としてその修正した年度の七月末から最終算定月の前月(最終算定月が算定対象年度の一月以降となる場合には十二月)の月末までの間及び最終算定月が算定対象年度の十一月以前となる場合の当該最終算定月の翌月の月末から十二月末までの間(最終算定月が十一月となる場合には十二月末)における算定対象電気通信番号の数に係る負担金の額の算定に用いるものとし、算定対象年度の法第一百十条第二項の認可の申請に係る負担金の額の算定に用いる当該適格電気通信事業者に係る前年度残余额を算定する場合(最終算定月が算定対象年度の一月以降となる場合を除く。)にあっては、最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数に係る算定に用いるものとする。

5 (略)